

東海市告示第9号

令和8年3月2日から利用を開始するキャッシュレス決済に対応したマルチコピー機に係る納付事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項の規定による指定をしたため、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月25日

東海市長 花田 勝重

1 指定納付受託者の名称及び住所／事務所の所在地

名称	住所／事務所の所在地
TOPPANエッジ・ペイメンツ株式会社	東京都港区港南1-8-23 Shinagawa HEART10階
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3

2 法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日

令和8年2月18日